

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金 に係る補助事業者募集要領

目次

- 1 補助事業の概要
- 2 補助対象経費
- 3 申請手続等
- 4 審査・採択
- 5 その他の留意事項

募集期間：令和2年7月7日（火）～7月21日（火）＜必着＞

提出先・問い合わせ先

※補助金の申請書は、郵送または持参してください。

山梨県産業労働部 成長産業推進課 新分野進出担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館3階）

TEL：055-223-1565

MAIL：seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日を除く）

山梨県では、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る事業を実施する補助事業者を以下の要領で募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、山梨県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）をよくご理解の上、また、以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

注意事項

- 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む。）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- 以上の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- 対象となる事業は、交付決定日から令和3年1月31日までに実施した事業のみです。県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。また、支払いが令和3年1月31日以降になったものも補助対象となりません。
- 補助金交付申請後、申請された内容については、一定の審査基準に基づき総合的な評価を行った上で、補助金の交付事業者を決定します。また、補助事業終了後に所定の実績報告書等を提出していただき、審査を受けなければなりません。審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。
- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- 補助事業に関係する書類（交付申請書等県に提出した書類一式（写）、交付決定通知書等県から受け取った書類、契約書、領収書等の支払の証拠となる書類等）は、一般の書類と区分し、5年間保存しなければなりません。

1 補助事業の概要

(1) 目的

感染症に強い社会、経済への移行に向けて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応力強化を図るため、新たに不織布マスクの製造拠点の整備に向けた設備投資を支援することにより、県内において不織布マスクを安定的に供給できる体制を整備することを目的としています。

(2) 事業実施期間

交付決定日から令和3年1月31日まで

(3) 補助対象事業

中小企業者が行う新たに不織布マスクの製造拠点の整備に向けた設備投資事業

(4) 補助対象者

山梨県内に本店又は製造拠点を有する、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者で次の要件を満たす者とします。

- ① 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ③ 製造開始から1年を経過するまで、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、原則として県内向けに出荷するとともに、県からの要請に応じ、県が指定する品質性能を有する不織布マスク（ASTM F2100-19のレベル2相当を想定）を県及び県が指示する施設等へ供給すること。
- ④ 財産処分制限期間（7年）内において、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、県から要請があった場合、県内への供給要請に協力できること。

(5) 補助対象経費

不織布マスクの製造機械設備（包装を含む）の購入、設置のための経費

ただし、フィルター部が米国規格ASTM F2100-19のレベル2に相当する品質性能を有する不織布マスクを月産255,000枚以上生産できる製造機械設備であること。

(6) 補助率・補助上限額

- ・補助率 補助対象経費の3/4
- ・補助上限額 75,000千円

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、以下のとおりです。

経費区分	内 容
機械装置費	本事業の遂行に必要な機械装置、器具備品の購入、製作、据付けに要する経費(専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築に要する経費も含む) ※ 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」とする。 ※ 据付けは、本事業で購入した機械装置の設置と一体で捉えられるものであって、軽微なものに限る。設置場所の整備工事や基礎工事は含まない。
工 事 費	機械装置等の設置に付帯する電気工事等に要する経費 ※ 機械装置等と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置等の動作に著しく弊害が出るもの等軽微なものに限る。整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は対象としない。
運 搬 費	機械装置等の運搬に要する経費
その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が事業目的達成のため特に必要と認める経費。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

補助対象経費に関する留意事項

- ① 交付決定日以降に発注、購入、契約等を行った経費が補助対象となります。なお、交付決定前に見積書を徴取することは構いません。
- ② 事業実施期間内に支払いまで済んでいるもの限り補助対象となります。
- ③ 当該事業の実施のためだけに使用するものが補助対象となります。パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品や事務用品等の消耗品は補助対象となりません。
- ④ 消費税及び地方消費税は補助対象となりませんので、交付申請等に当たっては税抜き金額を用いてください。
- ⑤ 振込手数料、代引手数料等は補助対象となりません。
- ⑥ 支払いをしたことが分かる証拠書類が保管されているもののみ補助対象となります。
- ⑦ 1件あたり税込100万円超の発注に当たっては、2社以上から見積書を徴取し、より安価な発注先(委託先)を選ぶこと。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、2社以上から見積書の徴取が困難な場合は、該当企業等を随意契約の相手方とする理由書を実績報告時に提出してください。
- ⑧ 委託や外注を行う場合は、委託内容や外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者へ成果物等が帰属する必要があります。
- ⑨ 補助事業に関する書類は、補助事業以外の書類と区分し、発注書、納品書、請求書、支払いの証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管してください。

3 申請手続等

(1) 募集期間

令和2年7月7日（火）～7月21日（火）＜必着＞

(2) 申請書類・提出部数

申請書類は県成長産業推進課のホームページからダウンロードしてください。

・補助金交付申請書（様式第1）	_____	1部
・事業計画書（様式第1の別紙1）	_____	7部
・収支予算書（様式第1の別紙2）	_____	7部
・直近3期分の貸借対照表及び損益計算書	_____	7部
・履歴事項全部証明書	_____	1部
・会社定款の写し	_____	1部
・暴力団等でないことを誓約する書類	_____	1部
・会社案内など会社の概要がわかるもの	_____	7部
・その他審査を行う上での必要書類	_____	7部
（機械装置の性能が分かる資料、見積書等）		

※応募に係る費用は全て事業者の負担とします。

※提出書類は審査のみに使用します。なお、提出書類は返却しません。

※7部提出する書類のうち6部はコピーで構いません。

(3) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部 成長産業推進課 新分野進出担当あて

※補助金の申請書は、郵送または持参してください。

4 審査・採択

(1) 審査方法

補助金の採択審査は、申請された内容について、(2) 審査基準に基づいて総合的な評価を行った上で、交付事業者を決定します。

面接審査は実施しませんが、必要に応じてヒアリングや現地調査の実施、追加資料の提出を求めることがあります。

採択結果は、申請者全員に通知します。

(2) 審査基準

①組織体制、製造環境

- ・事業を実施できる組織、人員があるか
- ・製造業の経験があるか
- ・クリーンルーム等の衛生的な環境があるか

②経営基盤、財務状況

- ・財務が健全で事業を実施できる資金力があるか

③事業の実現可能性

- ・マスク製造装置を確実に入手できるか
- ・マスク製造に必要な知識を有し、的確に現状を把握しているか
- ・具体的で実現性のある事業計画が設定されているか

④事業の継続性

- ・販売先を確保できるか
- ・安定的な供給体制の整備に向けた創意工夫がなされているか

⑤生産能力、品質性能、県への納入体制

- ・県が必要とする生産能力、品質性能を有しているか
- ・県の求めに応じたマスクを製造する意向があるか

⑥事業の経済性

- ・事業内容が経済的に配慮されたものであるか

(3) 採択予定件数

1件

5 その他の留意事項

(1) 補助事業の内容や経費の配分の変更等

交付決定を受けた後、補助事業の内容や、10%を超える経費の配分の変更、補助事業の中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ県の承認を受けてください。また、遅延等があった場合は、速やかに県へ報告してください。

(2) 実績報告

補助事業の終了後、終了した日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を県に提出してください。なお、補助事業の終了とは、機械装置等の納品が完了し、事業に関する支払いが完了した時点となります。

(3) 補助金の交付

実績報告書の審査及び現地調査を行い、適正に補助事業が行われたことを確認できたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付します。

交付額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、審査結果によっては、交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

(4) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を徴収することがあります。

- ① 補助金の他の用途への使用をしたとき
- ② 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ③ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(5) 財産処分の制限

補助金により購入した機械装置等のうち、単価が50万円以上（消費税及び地方消費税抜き）のものは、処分制限財産に該当します。処分制限財産は、台帳を整備し、管理するとともに、補助事業が終わった後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。また、処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

(6) 産業財産権等

補助事業実施期間内に特許権、意匠権、商標権等の産業財産権等を出願、取得した場合や補助事業終了後に産業財産権等を譲渡あるいは実施権等を設定した場合には、県へ届け出なければなりません。また、産業財産権等の譲渡、実施権の設定によって収益が生じたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあります。

(7) 収益納付

補助事業実施期間内に補助事業に基づく成果の事業化その他補助事業の実施によって収益が生じたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあります。

(8) その他

- ・ 県と採択事業者との間で、補助対象者要件③及び④の内容等に関する協定を締結する予定です。
- ・ 採択時や補助事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画、事業実績等について、県のホームページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、県の広報活動等に協力していただく場合があります。
- ・ 補助事業終了後、定期的に生産量、販売状況等について確認することがあります。